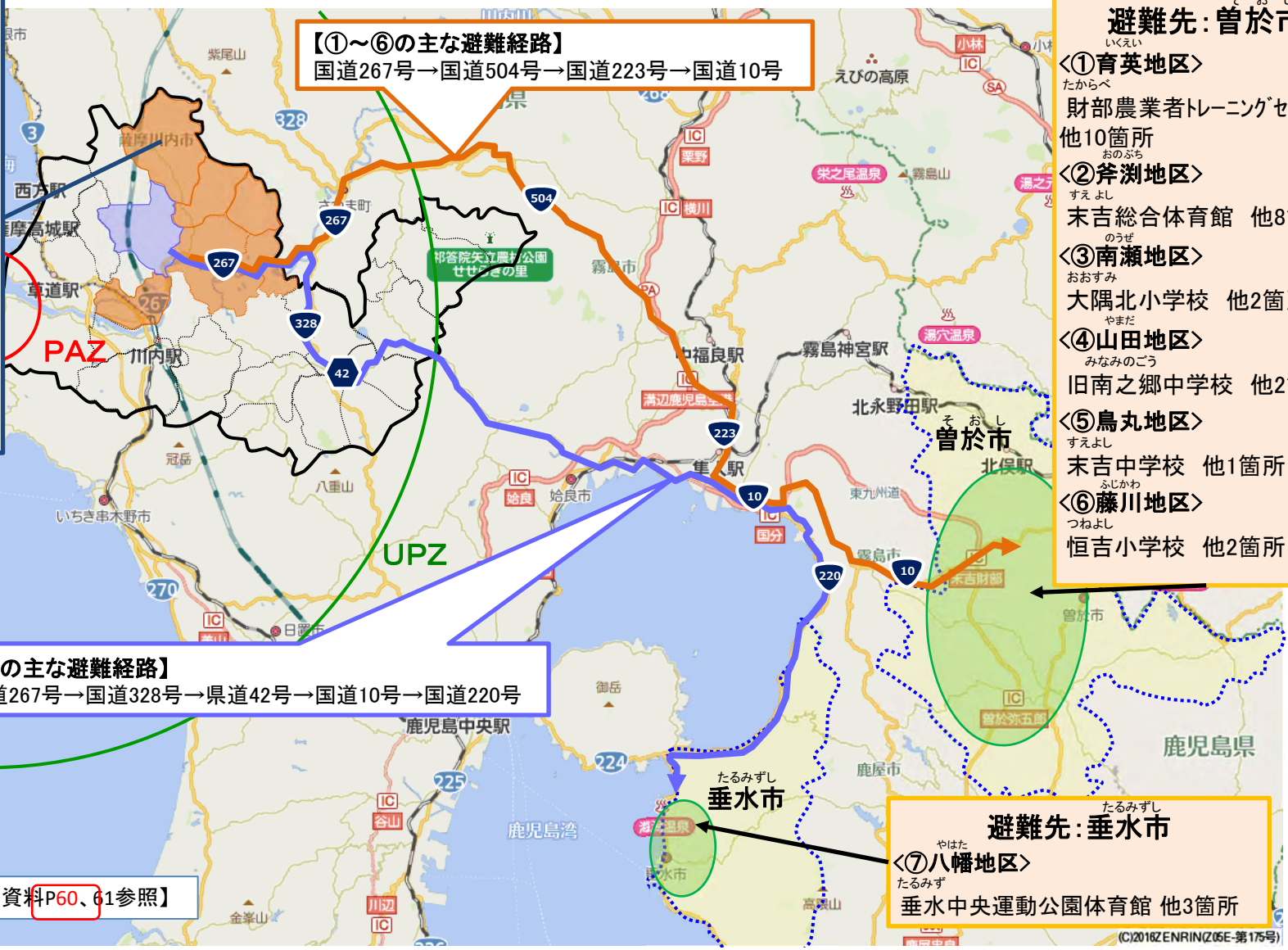


# UPZ内から避難先施設までの主な経路 (薩摩川内市③)

さつませんだい

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 避難元地区**
- ①育英地区
  - ②斧淵地区
  - ③南瀬地区
  - ④山田地区
  - ⑤鳥丸地区
  - ⑥藤川地区
  - ⑦八幡地区
  - (亀山地区)
  - (可愛地区)
  - (平佐東地区)
  - (城上地区)
  - (樋脇・倉野地区)



- 避難先: 曾於市**
- <①育英地区>  
たからべ 財部農業者トレーニングセンター 他10箇所
  - <②斧淵地区>  
すえよし 末吉総合体育館 他8箇所
  - <③南瀬地区>  
おおすみ 大隅北小学校 他2箇所
  - <④山田地区>  
みなみのごう 旧南之郷中学校 他2箇所
  - <⑤鳥丸地区>  
すえよし 末吉中学校 他1箇所
  - <⑥藤川地区>  
つねよし 恒吉小学校 他2箇所

- 避難先: 垂水市**
- <⑦八幡地区>  
たるみず 垂水中央運動公園体育館 他3箇所

( )記載の地区は【資料P60、61参照】

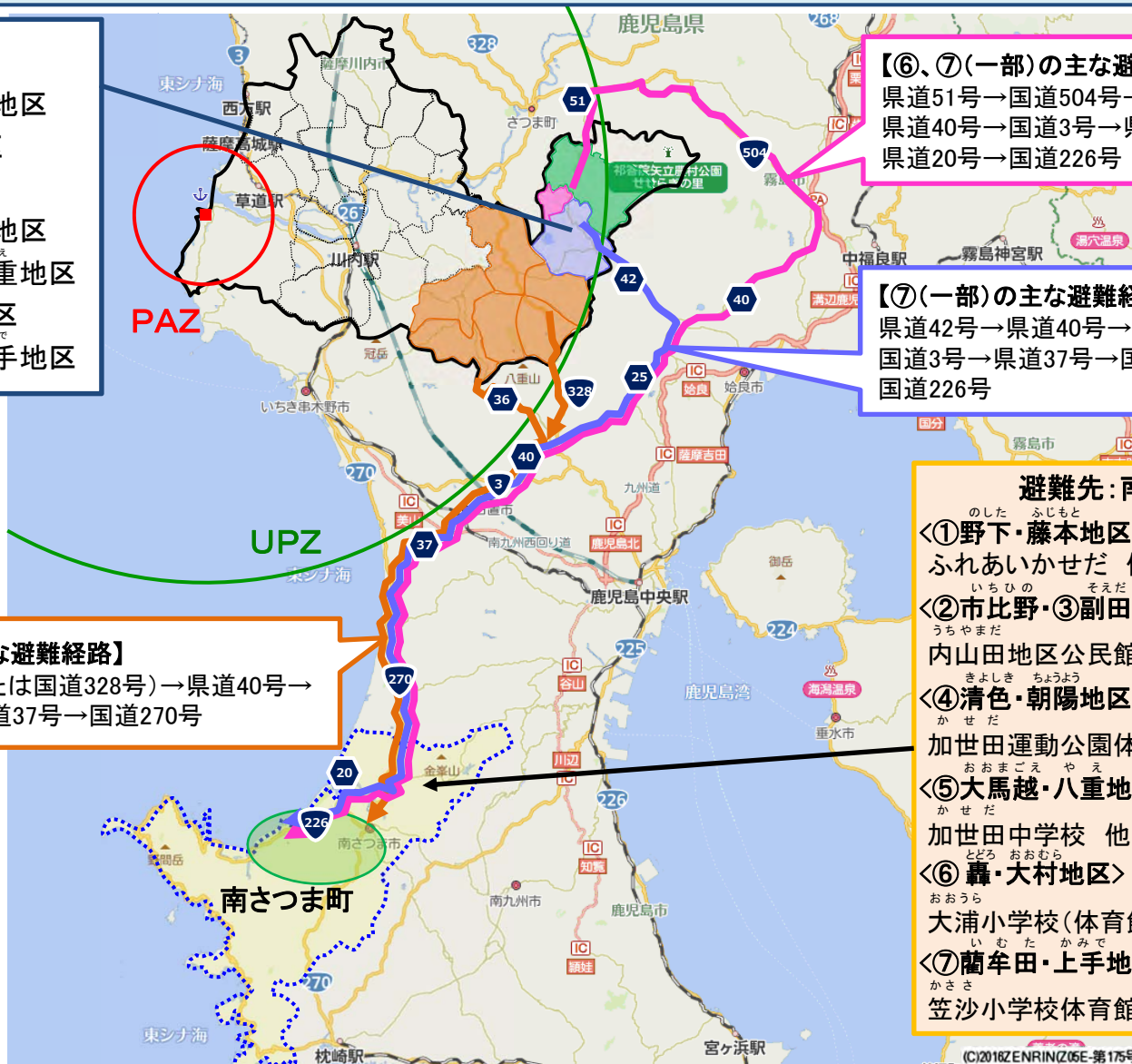
# UPZ内から避難先施設までの主な経路 (薩摩川内市④)

さつませんだい

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

## 避難元地区

- ①野下・藤本地区
- ②市比野地区
- ③副田地区
- ④清色・朝陽地区
- ⑤大馬越・八重地区
- ⑥轟・大村地区
- ⑦蘭牟田・上手地区



**【①～⑤の主な避難経路】**  
(県道36号または国道328号)→県道40号→  
国道3号→県道37号→国道270号

**【⑥、⑦(一部)の主な避難経路】**  
県道51号→国道504号→県道40号→県道25号→  
県道40号→国道3号→県道37号→国道270号→  
県道20号→国道226号

**【⑦(一部)の主な避難経路】**  
県道42号→県道40号→県道25号→県道40号→  
国道3号→県道37号→国道270号→県道20号→  
国道226号

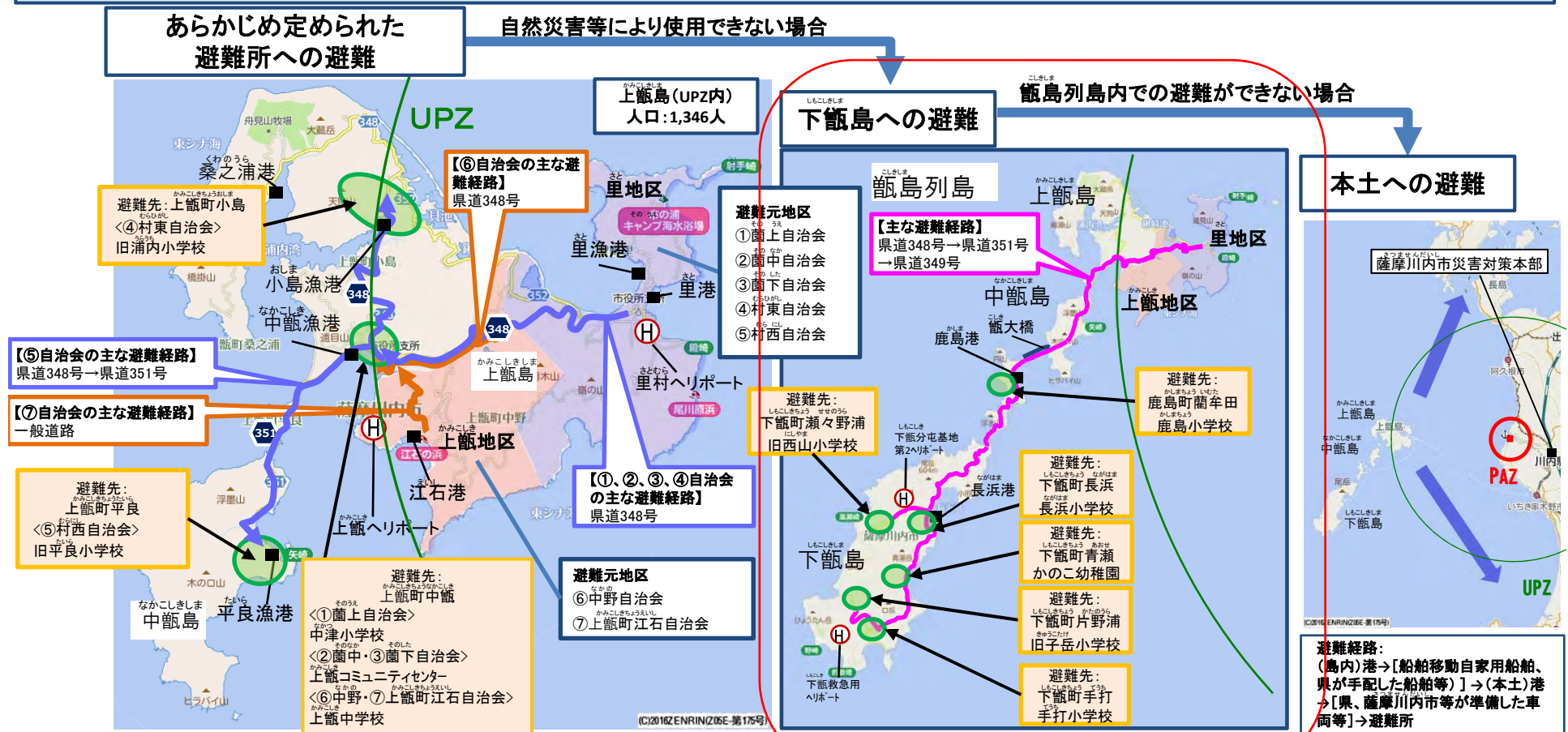
- 避難先:南さつま市**
- <①野下・藤本地区>  
ふれあいかせだ 他1箇所
  - <②市比野・③副田地区>  
うちやまだ  
内山田地区公民館 他12箇所
  - <④清色・朝陽地区>  
かせだ  
加世田運動公園体育館 他3箇所
  - <⑤大馬越・八重地区>  
かせだ  
加世田中学校 他1箇所
  - <⑥轟・大村地区>  
おおうら  
大浦小学校(体育館) 他2箇所
  - <⑦蘭牟田・上手地区>  
かささ  
笠沙小学校体育館 他4箇所



# UPZ内から避難先施設までの主な経路（離島の防護措置）（薩摩川内市⑤）

さつませんだい

- 上甑島のUPZ内の住民は、上甑島及び中甑島のあらかじめ定められた避難所へ避難を実施。地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 上甑島及び中甑島のあらかじめ定められた避難所が自然災害等により使用できない場合は、下甑島の**あらかじめ定められた**避難所への避難を実施。
- 鹿児島県は、PAZ内の避難の実施に合わせ、UPZ外の島内住民に対しても、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
- 万が一、甑島列島内での避難ができない場合に備え、鹿児島県は本土への避難の検討を行う。避難の際は、自家用の船舶の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。本土の港への移動後は、県、薩摩川内市等が準備した車両等により避難を行う。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施